

香川県総務部県民活動・男女共同参画課県民生活グループ
小林副主幹提出資料

1 執行実績（特定商取引法、県消費生活条例による行政処分等）

H22.11.1 現在

	業務停止命令	指示	指導等
H18年度	1		14
H19年度	4	3	
H20年度	4	2	2
H21年度	3		2
H22年度	3		5

2 他県と比べて、実績が増えてきている理由、背景

- ・執行体制の強化（執行担当者2名）
- ・悪質な事案は、把握できた件数が少数でも行政処分を検討し、毅然とした対応を行う。

3 執行担当の組織体制

H18から特商法の執行専従者を2名配置するとともに、うち1名に現職の警察官を迎え（H18・19年度のみ）、事情聴取・立入検査など執行に係るノウハウを取得した。また、現在も課内に青少年担当として現職の警察官が1名在籍しているので、適宜相談できるなど警察との連携が円滑に出来ている。

4 市町村との連携

香川県は、全国一狭い県土に県の消費生活センター（県民センターを含む）が5箇所、高松市の消費生活センターが1箇所設置されており、H21年度末からは全市町に消費生活の相談窓口も設置された。

各相談窓口とは、法執行担当者が情報連携を密に行い、悪質な業者による消費者被害が拡がらないよう指導・処分等の迅速な対応に努めている。

5 複数県との協力の実態、国との協力の実態

平成17年度から「四国4県悪質商法対策会議」を年1回開催するなど、四国経済産業局、警察とも情報交換を行っている。過去に他県と合同で文書指導を行った事例は2例あるが、行政処分を同時に行った事例はない。

6 条例による対応と法律による対応の使い分け

原則は特商法で対応している。特定商取引に該当しない場合は、適用範囲の広い県消費生活条例で対応している。

7 国に対する要望

転々と移動する悪質な催眠商法業者や割賦販売業者への立入検査等にも対応できるよう、国と県が合同で法執行できるシステム作りが必要ではないか。